

議案第89号

芽室町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例
中一部改正の件

芽室町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和7年3月4日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例
の一部を改正する条例

芽室町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例（平成27年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第140条の66第1号ロ(2)」を「第140条の66第1号イ」に改め、「協議会をいう。」の次に「以下「協議会」という。」を加える。

第3条第1項中「員数」の次に「（協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加え、同項第3号中「専門員（」の次に「介護支援専門員であって、」を、「第140条の68第1項」の次に「第1号」を、「した者」の次に「（当該研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）」を加え、同条第2項の表以外の部分中「前項」を「第1項」に改め、同項中「地域包括支援センター運営」を削り、「掲げるとおりとする」を「定めるところによることができる」に改め、同項の表おおむね1,000人未満の項人員配置基準の欄及び同表おおむね1,000人以上2,000人未満の項人員配置基準の欄中「前項第1号から第3号まで」を「第1項各号」に改め、同表おおむね2,000人以上3,000人未満の項人員配置基準の欄中「前項第1号」を「第1項第1号」に、「前項第2号」を「同項第2号」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資

すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに前項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ前項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、前項各号に掲げる者のうちから2人とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

説 明

介護保険法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

芽室町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例

新旧対照表

改正案	現 行
<p>(基本方針)</p> <p>第2条 一略一</p> <p>2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。<u>以下「協議会」という。</u>）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。</p> <p>(人員に関する基準)</p> <p>第3条 地域包括支援センターは、その担当する区域における第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数（協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）は、原則として次のとおりとする。</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第2条 一略一</p> <p>2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。</p> <p>(人員に関する基準)</p> <p>第3条 地域包括支援センターは、その担当する区域における第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。</p>

改正案	現 行
<p>(1)と(2) ー略ー</p> <p>(3) 主任介護支援専門員（<u>介護支援専門員であって、省令第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者（当該研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）</u>をいう。）その他これに準じる者 1人</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに前項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ前項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、前項各号に掲げる者のうちから2人とする。</u></p> <p><u>3 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると協議会において認められた場合は、当該地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定</u></p>	<p>(1)と(2) ー略ー</p> <p>(3) 主任介護支援専門員（省令第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準じる者 1人</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合は、当該地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、</u></p>

改正案		現 行	
めるところによることができる。		それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。	
担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準	担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	<u>第1項各号</u> に掲げる者のうちから1人又は2人	おおむね1,000人未満	<u>前項第1号から第3号まで</u> に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	<u>第1項各号</u> に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）	おおむね1,000人以上2,000人未満	<u>前項第1号から第3号まで</u> に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の <u>第1項第1号</u> に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の <u>同項第2号</u> 又は第3号に掲げる者のいずれか1人	おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の <u>前項第1号</u> に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の <u>前項第2号</u> 又は第3号に掲げる者のいずれか1人
<p>附 則 この条例は、令和7年4月1日から施行する。</p>			